富津市情報公開・個人情報保護審査会

報　告　用　資　料

平成28年度　情報公開制度運用状況（平成29年3月31日現在）

資料1

Ⅰ　情報公開制度

1　行政文書開示請求

実施機関	請求件数（件）	決定区分（件）					
		開示		不開示			取下げ
		開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	不存在等	
市長	15	6	8	1	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	1	0	1	0	0	0	0
選挙管理委員会	2	1	1	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	1	0	1	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
消防長	3	3	0	0	0	0	0
富津市土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
合　　計	22	10	11	1	0	0	0
		21		1			

2　会議の公開

会議総数	176件
公開した会議	61件
非公開の会議	115件
傍聴人のあった会議	15件
傍聴人の延べ人数	78人

行政文書開示請求処理簿（平成２８年度）

整理番号	受付日	請求等に係る行政文書名又は内容	所管課	請求書等送付日	決定期限	決定期限の延長	決定日	決定期限の延長の特例	決定日	決定内容	備考
1	28年5月9日	貴管轄内における法人であって（基準日平成28年4月1日において）、貯蔵能力が9,500L以上の屋内タンク貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、給油取扱所（自家用、営業用）、事業所名称、その設置場所（住所）、タンク容量（一許可施設に複数のタンクがある場合は油種目の合計が9,500L以上のものとする）、貯蔵油種（ガソリン、軽油、灯油、Ａ重油に限る）の一覧表	消防本部 総務予防課 予防係	28年5月9日	28年5月24日	年月日	28年5月11日	年月日	年月日	開示	5月31日 写しの交付
2	28年5月20日	平成２６年度に行われた図書館整備に関する基本方針および経過資料	教育部 生涯学習課 社会教育係	28年5月20日	28年6月4日	年月日	28年5月27日	年月日	年月日	部分開示	5月27日 写しの交付
3	28年6月7日	道路災害復旧工事（２７年災第１９号） ・金抜き設計書 ・工事価格算出までの積算結果に関する全ての表（鏡～単価表）の金入り設計書 ・経費計算根拠 ・見積単価がある場合は見積金額の根拠	建設経済部 建設課 工務係	28年6月7日	28年6月22日	年月日	28年6月21日	年月日	年月日	開示	6月30日 写しの交付
4	28年7月4日	富津市長が定める区域（定めるべき区域）データ【町・丁目界、町・丁目名、大字界、大字名、（小）字界、（小）字名】。	市民部 税務課 資産税係	28年7月4日	28年7月19日	年月日	28年7月15日	年月日	年月日	部分開示	7月25日 写しの交付

行政文書開示請求処理簿（平成２８年度）

整理番号	受付日	請求等に係る行政文書の件名又は内容	所管課	請求書等送付日	決定期限	決定期限の延長	決定日	決定期限の延長の特例	決定日	決定内容	備考
5	28年7月13日	平成28年度国民健康保険における診療報酬明細書点検業務及び柔道整復師療養費支給申請書点検業務 ①入札説明書・仕様書 ②入札（見積合せ）参加業者及び各業者の応札金額 ③契約書及び契約金額	健康福祉部 国民健康保険課 保険係	28年7月13日	28年7月28日	年月日	28年7月20日	年月日	年月日	部分開示（一部不存在）	7月29日 写しの交付
6	28年8月10日	有害鳥獣（イノシシ）対策上捕獲及び処分処理等の許可申請書及び許可証の写し（平成28年度分）	建設経済部 農林水産課 農林振興係	28年8月10日	28年8月25日	年月日	28年8月24日	年月日	年月日	部分開示	8月24日 写しの交付
7	28年8月23日	「地番図、固定資産評価システム、ＧＩＳ」等の「構築業務」等を業務委託した際の「契約書及び仕様書」と、「メンテナンス業務」等を業務委託した際の最新の「契約書及び仕様書」	市民部 税務課 資産税係	28年8月23日	28年9月7日	年月日	28年8月30日	年月日	年月日	部分開示（一部不存在）	9月5日 写しの交付
8	28年8月25日	富津市新富４２－１、４１－１所在における㈱ビスキャス（旧藤倉電線（フジクラ）株式会社、日本ハイボルテージケーブル）について、富津市環境保全条例に基づく届出書の内容等	市民部 環境保全課 環境保全係	28年8月25日	28年9月9日	年月日	28年9月5日	年月日	年月日	部分開示	9月9日 写しの交付

行政文書開示請求処理簿（平成２８年度）

整理番号	受付日	請求行政文書等に係る件名又は内容	所管課	請求書等送付日	決定期限	決定期限の延長	決定日	決定期限の延長の特例	決定日	決定内容	備考
9	28年9月13日	富津市全域における最新の土地（家屋もあれば家屋も）の現況図で「地番等異動修正業務委託契約」や「GIS整備業務委託契約」、「地積調査」等に基づく成果品としての地番（家屋）図の「異動修正済みデータ」の複製物。 又はこれに替わる「地番、筆界、字名、字界、座標等が分かる現況図データ」の複製物。 ※地番や字名等についてコード表記による読み替え等を行っている場合は、それを読み替えるための資料もお願いします。 ※電磁的記録（shapeデータ等の汎用性のあるデータ）での開示を希望します。ファイル形式について事前に教えていただきたいです。	市民部 税務課 資産税係	28年9月13日	28年9月28日	年月日	28年9月27日	年月日	年月日	部分開示	10月6日 写しの交付
10	28年9月29日	平成２７年度地方財政状況調査票	総務部 財政課 財政係	28年9月29日	28年10月13日	年月日	28年10月6日	年月日	年月日	開示	10月6日 写しの交付
11	28年10月7日	平成２８年１０月２日執行の富津市長選挙に係る期日前投票所事務従事者名簿及び選挙当日の投票従事者名簿	選挙管理委員会 事務局 選挙係	28年10月7日	28年10月24日	年月日	28年10月13日	年月日	年月日	部分開示	10月13日 写しの交付
12	28年10月7日	有害鳥獣対策協議会発足（平成15年6月7日）以降の会長名及び本会有資格者○○■■■氏の今日までの年度別イノシシの捕獲及び処分処理扱い頭数について	建設経済部 農林水産課 農林振興係	28年10月7日	28年10月24日	年月日	28年10月18日	年月日	年月日	不開示	

行政文書開示請求処理簿（平成２８年度）

整理番号	受付日	請求等に係る行政文書又は内容	所管課	請求書等送付日	決定期限	決定期限の延長	決定日	決定期限の延長の特例	決定日	決定内容	備考
13	28年11月17日	火葬場建設に伴う経過資料（設置年限を25年迄とした経過部分の抜粋）	市民部 環境保全課 環境衛生係	28年11月17日	28年12月2日	年月日	28年11月21日	年月日	年月日	部分開示	11月24日 写しの交付
14	28年12月6日	富津市消防本部管内の地下貯蔵タンクを有する事業所一覧、施設名称、所在地、区分、完成検査日、類別、品名、物品名称	消防本部 総務予防課 予防係	28年12月6日	28年12月21日	年月日	28年12月12日	年月日	年月日	開示	12月16日 写しの交付
15	29年2月2日	・損害保険契約の証券面の写し、別紙特約書、明細書を含む契約関係部分（例）自動車、火災、傷害、新種保険 ・保険期間：平成２８年１月１日から２８年１２月３１日 ・除く、全国市有物件災害共済会、全国市長会等団体保険、自賠責保険 ・保険料５万円以上 ・除く、引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険	消防本部 総務予防課 総務係	29年2月2日	29年2月17日	年月日	29年2月16日	年月日	年月日	開示	2月21日 写しの交付
16	29年2月2日	・損害保険契約の証券面の写し、別紙特約書、明細書を含む契約関係部分（例）自動車、火災、傷害、新種保険（除く裏面・印影不要） ・保険期間：平成２８年１月１日から２８年１２月３１日 ・除く、全国市有物件災害共済会、全国市長会等団体保険、自賠責保険 ・保険料５万円以上 ・除く、引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険	総務部 財政課 管財契約係	29年2月2日	29年2月17日	年月日	29年2月16日	年月日	年月日	部分開示	2月21日 写しの交付

行政文書開示請求処理簿（平成２８年度）

整理番号	受付日	請求等に係る行政文書名又は内容	所管課	請求書等送付日	決定期限	決定期限の延長	決定日	決定期限の延長の特例	決定日	決定内容	備考
17	29年3月8日	工事前：豊岡地先配水管布設（その３）工事 入札日：平成28年10月14日 上記１件の工事の金額入り設計書すべてお願いします。（図面は結構です。） 設計書に変更がある場合は当初と変更後のもの、両方お願いします。 ※ＣＤでの交付が可能でしたらＣＤでお願いします。	水道部 業務課 管理係	29年3月8日	29年3月23日	年月日	29年3月16日	年月日	年月日	開示	3月21日 写しの交付
18	29年3月8日	工事前：富津地先配水管改良工事 入札日：平成28年11月24日 工事前：西川地先配水管改良工事 入札日：平成28年10月14日 上記２件の工事の金額入り設計書すべてお願いします。（図面は結構です。） 設計書に変更がある場合は当初と変更後のもの、両方お願いします。 ※ＣＤでの交付が可能でしたらＣＤでお願いします。	水道部 業務課 管理係	29年3月8日	29年3月23日	年月日	29年3月16日	年月日	年月日	開示	3月21日 写しの交付
19	29年3月21日	売渡計画書（大貫町） 富津市上782 正覚院が所有していた土地（水田）に関する文書	農業委員会事務局	29年3月21日	29年4月5日	年月日	29年4月5日	年月日	年月日	部分開示	4月5日 写しの交付
20	29年3月27日	工事前：海良地先配水管改良工事 入札日：平成28年7月7日 工事前：湊地先配水管改良工事 入札日：平成28年8月25日 上記2件の工事の金額入り設計書すべてお願いします。（図面は結構です。） 設計書に変更がある場合は当初と変更後のもの、両方お願いします。	水道部 業務課 管理係	29年3月27日	29年4月11日	年月日	29年3月31日	年月日	年月日	開示	4月6日 写しの交付

行政文書開示請求処理簿（平成２８年度）

整理番号	受付日	請求行政文書等に係る件名又は内容	所管課	請求書等送付日	決定期限	決定期限の延長	決定日	決定期限の延長の特例	決定日	決定内容	備考
21	29年3月27日	工事前：八幡地先配水管改良工事 入札日：平成28年9月6日 上記１件の工事の金額入り設計書すべてお願いします。（図面は結構です。） 設計書に変更がある場合は当初と変更後のもの、両方お願いします。	水道部 業務課 管理係	29年3月27日	29年4月11日	年月日	29年3月31日	年月日	年月日	開示	4月6日 写しの交付
22	29年3月30日	平成26年12月執行の衆議院議員選挙 平成27年4月執任期満了の県議会議員選挙 平成28年4月任期満了の市議会議員選挙 平成28年7月任期満了の参議院議員選挙 平成28年10月任期満了の市長選挙 平成29年4月任期満了の知事選挙 上記記載の選挙の際に使用するポスター掲示板に関する ・全体区画数・設置箇所数・契約方法（入札・随契・見積もり合わせのいずれであったのか）・契約形態（分離：掲示板のみ若しくは一括：設置撤去管理を含む）・契約業者名、契約価格（及び参加業者名と金額の一覧）・使用掲示板の材質・知事選挙の際の仕様書の写し ※尚、補欠選挙等があった場合はその各選挙の同内容（費用が計1,000円超える場合は連絡をお願いいたします。）	選挙管理委員会 事務局 選挙係	29年3月30日	29年4月14日	年月日	29年4月7日	年月日	年月日	開示	4月14日 写しの交付

個人情報開示請求処理簿（平成２８年度）

整理番号	受付日	請求等の区分	請求者等の区分	請求等に係る個人情報の件名又は内容	所管課	請求書送付日	決定期限	決定期限の延長	決定日	決定内容	備考
1	28年7月4日	■開　示 □訂　正 □削　除 □利用停止	■本人 （□遺族等） □法定代理人 □15歳未満 □15歳以上 □成年 □任意代理人	３年前から現在までの戸籍、住民票に係る申請書（第三者からの申請）	市民部 市民課	28年7月4日	28年7月19日	年　月　日	28年7月12日	不存在	
2	28年9月21日	■開　示 □訂　正 □削　除 □利用停止	■本人 （□遺族等） □法定代理人 □15歳未満 □15歳以上 □成年 □任意代理人	平成２７年９月以降の自身の戸籍謄本を請求、閲覧に係る申請書類	市民部 市民課	28年9月21日	28年10月6日	年　月　日	28年9月26日	不存在	
3	28年11月29日	■開　示 □訂　正 □削　除 □利用停止	■本人 （□遺族等） □法定代理人 □15歳未満 □15歳以上 □成年 □任意代理人	平成２５年９月から平成２７年８月の自身の戸籍謄本を請求、閲覧に係る申請書類	市民部 市民課	28年11月29日	28年12月14日	年　月　日	28年12月7日	開示	12月7日 写しの交付
4	29年2月20日	■開　示 □訂　正 □削　除 □利用停止	■本人 （□遺族等） □法定代理人 □15歳未満 □15歳以上 □成年 □任意代理人	証明発行（印鑑及びその他）	市民部 市民課	29年2月20日	29年3月8日	年　月　日	29年2月21日	開示	4月28日 写しの交付

実施機関別の個人情報取扱事務の届出状況（平成29年3月31日現在）

実施機関	年度当初の総件数	新規	変更	廃止	総件数
合　　計	394	10	32	1	403
市　　長	281	9	32	1	303
総務部	50	6	9	0	56
総務課	20	2	1		22
企画課	14	3	1		17
秘書広報課	9		7		9
財政課	7				7
経営改革推進課	0	1			1
市民部	62	0	1	0	62
市民課	26		1		26
税務課	12				12
天羽行政センター	1				1
環境保全課	23				23
健康福祉部	101	2	17	0	103
社会福祉課	29	1	2		30
子育て支援課	13	1	1		14
介護福祉課	17		9		17
健康づくり課	16				16
国民健康保険課	26		5		26
建設経済部	67	1	5	1	67
都市政策課	24	1	4	1	24
管理課	5				5
建設課	4		1		4
農林水産課	30				30
商工観光課	4				4
会計課	1				1
水道部	14	0	0	0	14
業務課	10				10
工務課	4				4
議会（議会事務局）	4				4
農業委員会（農業委員会事務局）	8				8
選挙管理委員会（選挙管理委員会事務局）	8				8
監査委員（監査委員事務局）	2				2
消防長（消防本部）	21	0	0	0	21
総務予防課	10				10
消防署	11				11
教育委員会（教育部）	53	1	0	0	54
教育総務課	5				5
学校教育課	19	1			20
生涯学習課	22				22
公民館	7				7
富津市土地開発公社（財政課）	2				2
固定資産評価審査委員会（市民課）	1				1
合　　計	394	10	32	1	403

個人情報取扱事務届出簿目録

全実施機関の合計　403

No.	実施機関	部名	課名	No.	個人情報取扱届出事務	登録年月日
1	市長	総務部	総務課	1	行政界確認事務	H16.4.1
2				2	国勢調査に関する事務	H19.4.1
3				3	各種統計に関する事務	H19.4.1
4				4	個人情報開示請求に係る事務	H16.4.1
5				5	富津市情報公開・個人情報保護審査会に関する事務	H16.4.1
6				6	行政文書開示請求に係る事務	H16.4.1
7				7	審議会等傍聴受付簿に係る事務	H16.4.1
8				8	職員採用に係る事務	H16.4.1
9				9	臨時職員等登録事務	H27.1.15
10				10	災害被害状況に関する事務	H16.4.1
11				11	戸別受信機設置事務	H16.4.1
12				12	防災行政無線設置管理事務	H16.4.1
13				13	富津市国民保護協議会事務	H18.4.1
14				14	防災会議に関する事務	H16.4.1
15				15	災害時職員動員配備	H23.4.20
16				16	り災に関する事務	[illegible]6.4.1
17				17	東日本大震災による避難者の支援に関する事務	[illegible]3.4.7
18				18	避難行動要支援者名簿作成事務	H26.4.1
19				19	国民保護法に基づく安否情報提供事務	H26.4.9
20				20	被災者生活再建支援事業	H27.3.10
21				21	富津市行政不服審査会に関する事務	H29.4.1
22				22	法定調書作成に係る事務	H29.1.1
23			企画課	1	富津市東京湾口道路等建設促進協議会関係事務	H16.4.1
24				2	富津市総合計画策定事務	H16.6.1
25				3	市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金	H16.4.1
26				4	富津市国際交流協会事業	H18.4.1
27				5	富津市出前講座	H17.4.1
28				6	男女共同参画地域セミナーに係る事務	H19.4.2
29				7	県男女共同参画地域推進員に係る事務	H19.4.2
30				8	男女共同参画に係る意見・苦情の申出事務	H21.4.1
31				9	女性人材リスト	H21.12.1
32				10	パブリックコメントの実施に係る事務	H19.4.2
33				11	市の土地利用に係る事務	H19.8.1
34				12	埋立てに伴う漁業転業に関する事務	H19.8.1
35				13	富津市のまち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び富津市人口ビジョンの策定事務	H27.4.1
36				14	ふるさとふっつ応援寄附金に係る事務	H27.4.1
37				15	定住奨励金関係事務	H29.3.16
38				16	地域公共交通関係事務	H29.3.16
39				17	キャラクター等の利用に関する事務	H[illegible]3.16
40			秘書広報課	1	市長交際事務	[illegible]6.4.1
41				2	叙勲・褒章表彰事務	H16.4.1
42				3	文化の日表彰事務	H16.4.1
43				4	市表彰事務	H16.4.1
44				5	災害見舞金及び災害弔慰金支給事務	H16.4.1
45				6	陳情・要望	H16.4.1
46				7	広報紙のポスティング（ポスト投函方式）事業に係る事務	H16.4.1
47				8	広報資料の収集に関すること	H19.8.1
48				9	富津市情報課Facebookの運用に関する事務	H26.3.3
49			財政課	1	土地賃貸借事務	H16.4.1
50				2	境界査定事務	H16.4.1
51				3	土地売買事務	H16.4.1
52				4	行政財産使用許可事務	H16.4.1
53				5	寄附に関する事務	H16.4.1
54				6	交通事故処理事務	H16.4.1
55				7	公共借地の見直し事務	H16.4.1
56			経営改革推進課	8	富津市事業仕分け	H28.4.1
57			市民課	1	住民基本台帳に基づく住民に関する記録事務	H16.4.1
58				2	印鑑登録に関する事務	H16.4.1
59				3	船員手帳に関する事務	H16.4.1
60				4	身分証明に関すること	H16.4.1
61				5	埋火葬等の許可に係る事務	H16.4.1
62				6	行政相談に関すること	H16.4.1
63				7	人権相談に関すること	H16.4.1
64				8	結婚相談に関すること	H16.4.1

No.	実施機関	部名	課名	No.	個人情報取扱届出事務	登録年月日
65		市民部		9	区長に関すること	H16.4.1
66				10	地縁団体による団体の許可に関すること	H16.4.1
67				11	戸籍管理編製事務	H19.4.1
68				12	犯歴事務	H19.4.1
69				13	国民年金被保険者の資格事務	H16.4.1
70				14	国民年金保険料の免除等	H16.4.1
71				15	国民年金に関する事務	H19.8.1
72				16	各種年金の現況届に関する事務	H19.8.1
73				17	交通災害共済に関すること	H19.8.1
74				18	交通事故相談に関すること	H19.8.1
75				19	自動車の臨時運行許可に関する事務	H19.8.1
76				20	NPO、地域ボランティアに関すること	H19.8.1
77				21	防犯に関すること	H24.3.23
78				22	人口動態に関する事務	H19.8.1
79				23	成年被後見人名簿、被保佐人名簿及び破産者名簿に関する事務	H19.8.1
80				24	相続税法第58条の報告に関する事務	H19.8.1
81				25	福祉年金に関する事務	H19.8.1
82				26	在留関係事務	H27.3.17
83			税務課	1	市民税賦課事務	H16.4.1
84				2	税務証明等に関する事務(納税証明を除く)	H16.4.1
85				3	固定資産税の評価及び価格の決定並びに賦課事務	H16.4.1
86				4	特別土地保有税の調定事務	H16.4.1
87				5	軽自動車税の賦課事務	H16.4.1
88				6	市税等の異議申立対応事務	H16.4.1
89				7	住家被害認定調査事務	H26.4.1
90				8	市税の納税・徴収事務	H16.4.1
91				9	市納税組合補助金交付事務	H16.4.1
92				10	市税の納税証明事務	H16.4.1
93				11	市税等徴収補助員に関する事務	H24.10.1
94				12	市税等徴収指導員に関する事務	H27.4.1
95			天羽行政センター	1	天羽行政センター敷地借上げに関する事務	H16.4.1
96			環境保全課	1	住民健康調査事務	H16.4.1
97				2	地下水汚染調査事務	H16.4.1
98				3	こどもエコクラブ事業	H16.4.1
99				4	地下水揚水量報告事務	H16.4.1
100				5	環境審議会事務	H16.4.1
101				6	公害苦情事務	H16.4.1
102				7	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業に関する事務	H25.3.15
103				8	改葬許可申請書	H16.4.1
104				9	火葬場使用申請書	H16.4.1
105				10	犬登録関係事務	H16.4.1
106				11	浄化槽概要書	H16.4.1
107				12	土砂等による埋立てに関する事務	H16.4.1
108				13	不法投棄監視員関係	H16.4.1
109				14	浄化槽設置整備事業補助金関係	H16.4.1
110				15	富津市廃棄物減量等推進審議会	H16.4.1
111				16	環境衛生関係苦情処理事務	H16.4.1
112				17	直接搬入者受付表	H18.4.1
113				18	環境センター水道施設敷地借上げに関する事務	H18.4.1
114				19	粗大ごみ戸別収集予約表	H18.4.1
115				20	し尿収集運搬業の許可事務	H19.8.1
116				21	一般廃棄物収集運搬業許可事務	H19.8.1
117				22	公害の被害調査事務	H19.8.1
118				23	鳥獣の飼養登録及び販売禁止鳥獣等の販売許可に関する事務	H16.4.1
119			社会福祉課	1	日赤救援物資等配分事務	H16.4.1
120				2	保護司会に関する事務	H16.4.1
121				3	特別弔慰金に関する事務	H16.4.1
122				4	民生児童委員に関すること	H16.4.1
123				5	重度心身障害者医療費助成事業	H16.4.1
124				6	精神障害者医療費給付に関する事務	H16.4.1
125				7	特別障害者手当支給事務	H16.4.1
126				8	障害児福祉手当支給事務	H16.4.1
127				9	経過的福祉手当支給に関する事務	H16.4.1
128				10	在宅重度知的障害者・ねたきり身体障害者福祉手当支給事務	H16.4.1
129				11	心身障害者扶養年金に関する事務	H16.4.1
130				12	富津市知的障害者生活ホームに関する事務	H16.4.1
131				13	身体障害者福祉法・児童福祉法(障害児)に関する事務	H16.4.1
132				14	知的障害者福祉法・児童福祉法(障害児)に関する事務	H16.4.1
133				15	特別児童扶養手当に関する事務(県事業経由事務)	H16.4.1
134				16	生活保護事務	H16.4.1

No.	実施機関	部名	課名	No.	個人情報取扱届出事務	登録年月日
135				17	障害者介護給付等認定審査会に関する事務	H19.8.1
136				18	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務(自立支援医療)	H19.8.1
137				19	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務(障害福祉サービス)	H19.8.1
138				20	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務(地域生活支援事業)	H19.8.1
139				21	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務(身体障害児者補装具交付等)	H19.8.1
140				22	要援護者地域見守り台帳	H20.10.1
141				23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する事務	H26.3.28
142				24	発達障害者支援法に関する事務	H26.3.28
143				25	児童福祉法に関する事務(障害児通所サービス)	H26.3.28
144				26	障害者虐待、障害者の養護者に対する支援等に関する事務	H26.3.28
145				27	富津市障害者総合支援協議会に関する事務	H26.4.1
146				28	臨時福祉給付事業	H26.6.2
147				29	生活困窮者に関する事務	H27.4.1
148				30	年金生活者等支援臨時福祉給付事業	H29.4.1
149			子育て支援課	1	児童扶養手当支給事務	H16.4.1
150				2	児童手当支給事務	H16.4.1
151				3	ひとり親家庭等医療費等の助成に関する事務	H16.4.1
152				4	養育医療の費用の支給に関する事務	H25.4.1
153				5	助産施設及び母子生活支援施設入所に関すること	6.4.1
154				6	非常勤一般職員(保育士・調理員)登録任用事務	H16.4.1
155				7	特定教育・保育施設入所及び保育料賦課徴収事務	H16.4.1
156				8	保育所入所児童等状況把握事務	H16.4.1
157				9	家庭相談事務	H16.4.1
158				10	母子・父子自立支援相談事務	H16.4.1
159				11	子ども医療費の助成に関する事務	H22.4.1
160				12	子ども手当支給事務	H22.4.1
161				13	チャイルドシート貸付業務	H28.3.10
162				14	ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金支給事業	H29.4.1
163			介護福祉課	1	介護保険要介護等認定事務	H16.4.1
164				2	介護保険被保険者資格管理事務	H16.4.1
165				3	介護保険料賦課徴収管理事務	H16.4.1
166				4	介護保険給付費管理事務	H16.4.1
167		健康福祉部		5	障害者控除対象者認定事務	H21.11.18
168				6	高齢者紙おむつ給付に関する事務	H16.4.1
169				7	はり・きゅう・マッサージ利用助成に関する事務	H16.4.1
170				8	長寿者祝品(祝金)の贈呈に関する事務	H16.4.1
171				9	老人ホーム入所等に関する事務	H16.4.1
172				10	介護認定審査会に関する事務	H19.8.1
173				11	富津市老人クラブ事業に対する補助金交付事務	H19.8.1
174				12	総合相談(福祉、保健、医療、介護保険等)に関する事務	H19.8.1
175				13	介護予防ケアマネジメントに関する事務	H19.8.1
176				14	権利擁護に関する事務	9.8.1
177				15	一次予防事業に関する事務	H25.3.15
178				16	二次予防事業に関する事務	H25.3.15
179				17	家族介護支援事業に関する事務	H25.3.15
180			健康づくり課	1	妊娠届出と母子健康手帳交付事務	H16.4.1
181				2	乳児訪問・妊産婦訪問指導	H16.4.1
182				3	乳幼児健康相談	H16.4.1
183				4	乳児教室	H16.4.1
184				5	乳幼児健康診査	H16.4.1
185				6	健康相談	H16.4.1
186				7	栄養相談指導事務	H16.4.1
187				8	食生活改善地区組織の活動にかかる事務	H16.4.1
188				9	健康増進事業に関する事務	H18.2.20
189				10	予防接種事務	H16.4.1
190				11	がん(結核検診含む)検診事務	H16.4.1
191				12	感染症予防事務	H16.4.1
192				13	富津市健康づくり推進協議会	H16.4.1
193				14	予防接種健康被害調査委員会	H16.4.1
194				15	富津市献血推進協議会	H25.3.14
195				16	富津市自殺対策推進協議会	H25.3.14
196			国民健康保険課	1	国民健康保険税課税事務	H16.4.1
197				2	国民健康保険被保険者資格管理	H16.4.1
198				3	富津市国民健康保険及び老人保健に係る診療報酬明細書の点検	H16.4.1
199				4	高額療養費給付事務	H16.4.1
200				5	高額療養費貸付事務	H16.4.1
201				6	短期人間ドック助成金給付事務	H16.4.1

No.	実施機関	部名	課名	No.	個人情報取扱届出事務	登録年月日
202				7	出産育児一時金給付事務	H16.4.1
203				8	国民健康保険出産費資金貸付事務	H16.4.1
204				9	老人医療受給資格管理	H16.4.1
205				10	老人保健高額医療費給付事務	H16.4.1
206				11	老人保健高額医療費貸付事務	H16.4.1
207				12	国民健康保険運営協議会の運営事務	H16.4.1
208				13	第三者行為求償事務	H16.4.1
209				14	葬祭費支給事務	H16.4.1
210				15	後期高齢者医療保険料徴収事務	H20.4.1
211				16	後期高齢者医療保険料に係る申告書受付事務	H20.4.1
212				17	後期高齢者医療保険料算定基礎情報提供事務	H20.4.1
213				18	後期高齢者医療被保険者資格管理基礎データ提供事務	H20.4.1
214				19	後期高齢者医療被保険者資格得喪届出受付事務	H20.4.1
215				20	後期高齢者医療被保険者葬祭費支給申請書受付事務	H20.4.1
216				21	後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書及び後期高齢者医療保険料減免申請書の受付事務並びに後期高齢者医療保険料徴収猶予及び後期高齢者医療保険料減免申請に係る処分通知書の引渡し事務	H20.4.1
217				22	後期高齢者医療第三者行為求償関係書類受付事務	H20.4.1
218				23	後期高齢者医療高額療養費給付等申請書受付事務	H20.4.1
219				24	後期高齢者医療被保険者健康診査事務	H20.4.1
220				25	特定健康診査事務	H20.4.1
221				26	特定保健指導事務	H20.4.1
222		建設経済部	都市政策課	1	屋外広告物許可申請に関する事務	H16.4.1
223				2	開発行為に関する事務	H16.4.1
224				3	公有地拡大推進関係事務	H16.4.1
225				4	国土利用計画法に基づく土地に関する届出事務	H16.4.1
226				5	生産緑地地区認定事務	H16.4.1
227				6	地区計画の区域内における行為の届出	H16.4.1
228				7	都市計画施設の区域等に係る建築許可	H16.4.1
229				8	都市公園、市立公園の占使用に関する事務	H24.10.1
230				9	都市公園使用料減免に係る事務	H16.4.1
231				10	公共施設予約システム利用者登録申請に係る事務	H26.1.7
232				11	優良宅地造成認定に関する事務	H16.4.1
233				12	建築確認申請事務	H16.4.1
234				13	がけ地近接危険住宅移転事務事業	H16.4.1
235				14	優良住宅認定事務	H18.4.1
236				15	住宅建設資金利子補給事業事務	H18.4.1
237				16	地区計画区域内の建築物に関する制限に係る許可事務	H18.4.1
238				17	駐車場法及びバリアフリー新法に定める路外駐車場の届出	H19.4.1
239				18	都市計画の決定、変更の手続きに関する事務	H19.8.1
240				19	木造住宅耐震診断事業（申請者）	H19.8.1
241				20	木造住宅耐震診断事業（耐震診断士）	H19.8.1
242				21	耐震改修促進業務	H21.9.18
243				22	木造住宅耐震改修事業（申請者・建築士）	H24.4.1
244				23	市営住宅管理事務	H16.4.1
245				24	空家政策に関する事務	H29.3.6
246			管理課	1	認定市道、準用河川等の管理及び占使用に関する事務	H16.4.1
247				2	法定外財産の管理及び占使用に関する事務	H16.4.1
248				3	地籍調査事務	H16.4.1
249				4	市道用地の取得に関する事務	H24.2.8
250				5	公共用財産管理事務	H16.4.1
251			建設課	1	公共土木用地の取得に関する事務	H16.4.1
252				2	道路改良事業に関する用地買収事務	H16.4.1
253				3	公共土木事業施行に伴う登記に関すること	H19.8.1
254				4	公共土木事業施行に伴う補償に関すること	H19.8.1
255			農林水産課	1	地すべり防止区域の形質変更申請進達事務	H16.4.1
256				2	治山事業に係る事務	H16.4.1
257				3	農道開設に伴う計画及び用地取得及び補償に関する事務	H16.4.1
258				4	伐採届事務	H16.4.1
259				5	林道開設に伴う計画及び用地取得及び補償に関する事務	H16.4.1
260				6	保安林関係事務	H16.4.1
261				7	市内畜産振興事業に関する事務	H16.4.1
262				8	日本型直接支払制度に関する事務	H16.4.1
263				9	経営所得安定対策に関する事務	H16.4.1
264				10	農業経営改善計画の審査事務	H16.4.1
265				11	農業制度資金事務	H16.4.1
266				12	農用地区域より除外編入事務	H16.4.1
267				13	農用地利用集積計画の作成事務	H16.4.1
268				14	土地改良事業施行申請書の進達に関する事務	H16.4.1
269				15	富津市環境にやさしい農業認証制度に関する事務	H19.8.1
270				16	有害鳥獣被害防止対策事業に関する事務	H19.8.1

No.	実施機関	部名	課名	No.	個人情報取扱届出事務	登録年月日
271				17	耕作放棄地再生利用交付金の交付審査事務	H22.3.1
272				18	漁業近代化資金利子補給事業補助金交付事務	H16.4.1
273				19	富津市漁港管理事務	H16.4.1
274				20	漁港区域内における占用料等の徴収事務	H16.4.1
275				21	漁業免許申請に関する事務	H19.8.1
276				22	新規漁業者確保定着支援事業(漁業師弟制度)費補助金交付事務(指導漁業者)	H20.4.1
277				23	新規漁業者確保定着支援事業(漁業師弟制度)費補助金交付事務(新規漁業者)	H20.4.1
278				24	海難事故報告書の審査事務	H20.4.1
279				25	富津市漁業災害対策利子補給事業	H23.7.14
280				26	農地中間管理事業に関する事務	H26.4.1
281				27	森林所有者届出制度に関する事務	H26.4.1
282				28	特用林産物に関する事務	H26.4.1
283				29	農地・農業用施設災害復旧事業に関する事務	H26.4.1
284				30	青年就農給付金事業事務	H27.3.17
285			商工観光課	1	富津市温泉供給事業会計使用料賦課徴収事務	H16.4.1
286				2	海水浴場等における水難事故発生報告事務	H16.4.1
287				3	富津市民の森キャンプ場管理事務	H16.4.1
288				4	消費者からの消費生活相談事務	H19.8.1
289		会計課		1	出納事務	H16.4.1
290		水道部	業務課	1	使用水量等認定事務	H16.4.1
291				2	水道料金徴収事務	H16.4.1
292				3	下水道料金等賦課徴収事務	H16.4.1
293				4	納入組合管理事務	[illegible]6.4.1
294				5	水道料金口座振替取扱事務	H16.4.1
295				6	給水の開閉栓事務	H16.4.1
296				7	指定給水装置工事事業者の認可事務	H16.4.1
297				8	主任技術者の登録事務	H16.4.1
298				9	水道審議会の事務	H16.4.1
299				10	水道施設用地貸借事務	H14.4.1
300			工務課	1	給水装置工事に係る事務	H16.4.1
301				2	水道管管網及び給水加入状況管理事務(マッピングシステム)	H16.4.1
302				3	給水(使用者・水栓)台帳管理事務	H16.4.1
303				4	水道施設用地借上事務	H16.4.1
304	議会	議会事務局		1	議会傍聴人受付簿	H13.10.1
305				2	議員履歴に関する事務	H16.5.17
306				3	要望、要請	H16.8.3
307				4	請願、陳情	H19.8.1
308	農業委員会	農業委員会事務		1	農業者年金に関する事務	H16.4.1
309				2	農地移動調整及び転用に関すること	H16.4.1
310				3	農業経営等の調査に関すること	H16.4.1
311				4	国有農地等の管理に関すること	H16.4.1
312				5	農業委員に関する事務	H16.4.1
313				6	農地の訴訟、調停、あっせん等に関すること	H16.4.1
314				7	小作地及び小作料に関すること	H16.4.1
315				8	農地等の諸証明に関すること	H16.4.1
316	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局		1	検察審査員候補者及び予定者の選定に関する事務	[illegible]6.4.1
317				2	選挙啓発用ポスター・標語の募集に関する事務	H16.4.1
318				3	立候補の届出に係る事務	H16.4.1
319				4	選挙人名簿の登録及び抹消に関する事務	H16.4.1
320				5	選挙管理委員会委員に関する事務	H16.4.1
321				6	富津市明るい選挙推進協議会委員に関する事務	H16.4.1
322				7	選挙公報の配布に関する事務	H16.4.1
323				8	裁判員候補者の選定に関する事務	H20.9.20
324	監査委員	監査委員事務局		1	地方自治法第242条に基づく住民監査請求に係る事務	H16.4.1
325				2	監査委員選任事務	H16.4.1
326	消防長	消防本部	総務予防課	1	救急搬送証明事務	H16.4.1
327				2	消防用地賃貸借契約事務	H16.4.1
328				3	消防長の表彰に係る事務	H16.4.1
329				4	消防委員会に係る事務	H16.4.1
330				5	防火管理者資格付与事務	H16.4.1
331				6	建築確認申請消防同意事務	H16.4.1
332				7	火災原因損害調査事務	H16.4.1
333				8	り災証明及びり災届出証明事務	H16.4.1
334				9	住宅用火災警報器設置率調査	H21.11.1
335				10	祭礼・イベント等の行事関係者への火災予防指導	H25.9.24
336			消防署	1	ひとり暮らし老人世帯緊急救助通報システム	H16.4.1
337				2	火災とまぎらわしい煙又は火災を発する恐れのある行為等の届出業務	H16.4.1
338				3	救助出動報告事務	H16.4.1
339				4	救急救命処置録	H23.4.1
340				5	応急手当講習会事務	H16.4.1
341				6	救急活動記録票	H16.4.1

No.	実施機関	部名	課名	No.	個人情報取扱届出事務	登録年月日
342				7	消防水利の維持管理に関する事務	H16.4.1
343				8	火災等出動報告事務	H16.4.1
344				9	空家及び空地の枯草調査に関する事務	H16.4.1
345				10	祭礼・イベント等の行事関係者への火災予防指導	H25.9.24
346				11	火災原因損害調査事務	H26.4.14
347	教育委員会	教育部	教育総務課	1	教育委員会委員に関する事務	H16.4.1
348				2	寄附採納に関する事務	H16.4.1
349				3	教育財産の借上げに関する事務	H16.4.1
350				4	教育委員会表彰に関する事務	H16.4.1
351				5	給食費賦課徴収事務	H16.4.1
352			学校教育課	1	私立幼稚園就園奨励費補助金交付事務	H16.4.1
353				2	児童生徒結核健康診断に係る事務	H16.4.1
354				3	学齢簿に関する事務	H16.4.1
355				4	育英資金貸与等に関する事務	H16.4.1
356				5	就学指導委員会事務	H16.4.1
357				6	特別支援教育就学奨励費交付	H16.4.1
358				7	準要保護児童生徒の認定	H16.4.1
359				8	児童生徒の転出入に係る事務	H16.4.1
360				9	児童生徒の区域外就学に係る事務	H16.4.1
361				10	学校等の管理下における事故に伴う医療費請求事務	H16.4.1
362				11	児童生徒の学籍及び指導に関する事務	H16.4.1
363				12	名簿に係る事務	H16.4.1
364				13	出席簿に係る事務	H16.4.1
365				14	児童生徒の卒業に係る事務	H16.4.1
366				15	児童生徒の健康管理事務	H16.4.1
367				16	学校体育関係事務	H16.4.1
368				17	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る事務	H19.8.1
369				18	教育相談・適応教室関係事務	H16.4.1
370				19	長欠報告書関係事務	H16.4.1
371				20	特別支援教育関係事務	H29.4.1
372			生涯学習課	1	富津市人材バンク「まちの先生」に関する事務	H16.4.1
373				2	16mm映写機の操作に係る事務	H16.4.1
374				3	青少年相談員に関する事務	H16.4.1
375				4	富津市社会教育委員に関する事務	H16.4.1
376				5	富津市家庭教育指導員設置事務	H19.8.1
377				6	富津市社会教育指導員設置事務	H16.4.1
378				7	青少年問題協議会に関する事務	H16.4.1
379				8	移動図書館図書の貸出登録申込事務	H16.4.1
380				9	富津市文化財審議会委員に関する事務	H19.8.1
381				10	埋蔵文化財の確認事務	H16.4.1
382				11	文化財の指定事務	H16.4.1
383				12	生涯学習バス運行事務	H16.4.1
384				13	指定文化財の管理事務	H16.4.1
385				14	文化財の調査及び保護に関する事務	H16.4.1
386				15	富津市埋蔵文化財発掘調査補助員登録・任用に関する事務	H19.4.1
387				16	市主催スポーツ行事に係る事務	H16.4.1
388				17	富津市スポーツ推進委員委嘱事務	H16.4.1
389				18	富津市スポーツ・レクリエーション推進員委嘱事務	H16.4.1
390				19	千葉県スポーツリーダーバンク事務	H19.8.1
391				20	富津市スポーツ少年団事務	H19.8.1
392				21	学校体育施設開放事務	H19.8.1
393				22	表彰に関する事務	H22.3.1
394			公民館	1	公民館主催の学級・講座	H16.4.1
395				2	図書貸出登録者名簿	H16.4.1
396				3	公民館使用許可申請書	H16.4.1
397				4	公民館運営審議会に関する事務	H16.4.1
398				5	社会教育関係団体(サークル)申請書	H16.4.1
399				6	成人式典事務	H16.4.1
400				7	教育財産(市民会館敷地)の賃貸借に関する事務	H16.4.1
401	土地開発公社		財政課	1	富津市土地開発公社用地の取得に関する事務	H16.4.1
402				2	富津市土地開発公社関係事務	H16.4.1
403	固定資産評価審査委員会		市民課	1	富津市固定資産評価審査委員会に関する事務	H19.7.3

全体の合計　403

資料２

マイナンバー
社会保障・税番号制度

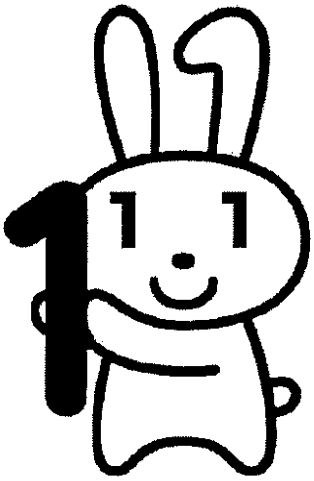

マイナンバーＰＲキャラクター
マイナちゃん

概要資料

平成29年７月版
内閣官房 番号制度推進室
内閣府 大臣官房 番号制度担当室

1.マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

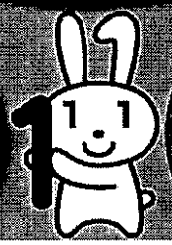

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

マイナンバー制度の概要

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。いわゆる「マイナンバー法」）

＜ 趣旨 ＞ 行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤

Ⅰ 番号利用の仕組み

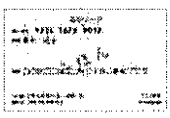

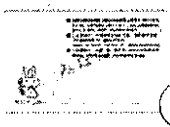

1　日本国内の全住民に12桁のマイナンバー（個人番号）を通知。

2　マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務（個人番号利用事務）の手続において利用される。
また、利用事務に関して必要な限度で利用される事務（個人番号関係事務）においても取り扱われる。
⇒行政事務の効率化、行政機関等の相互連携による手続の簡素化を予定。

3　マイナンバーは、本人確認（番号確認と身元確認）と共に使用。取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがある。また、マイナンバー法に定める場合以外のマイナンバーの収集・保管は禁じられている。

4．法人には13桁の法人番号が通知。個人番号と異なり、誰でも自由に利用可能。

Ⅱ マイナンバーカード（個人番号カード）

- マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りカード。
- マイナンバーの確認と身元（実存）の確認を同時に行うことが可能。
- 電子的に個人を認証する機能（ICチップ）を搭載しており、これを様々な用途に利用することが可能。

Ⅲ マイナポータル

- マイナンバーに関係する行政機関間での自分の情報のやり取りや情報の確認ができる個人用のサイト。
- 自宅のパソコン等から各種お知らせの受信、官民の各種手続きなどのサービスも提供予定。

マイナンバーの利用シーン

個人番号の利用範囲 （個人番号利用事務（法別表第一（第9条関係））

社会保障分野	年金分野	⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務　等
	労働分野	⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務　等
	福祉・医療・その他分野	⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務　等
税分野		⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。
災害対策分野		⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。 ⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

マイナンバーの提供を求められる主なケース

法律に基づき、社会保障や税の行政事務に利用するため、勤務先や金融機関等からマイナンバーの提供を求められることがあります。
※マイナンバーを提供する際は、個人番号カード等の本人確認書類をご用意ください。なお、下記の提供を求める者から電話をかけてマイナンバーの提供を求めることはありません。
※民間事業者がマイナンバーを目的外で利用したり、行政機関と民間事業者のデータベースがネットワークでつながることもありません。
※マイナンバー制度の導入後も、行政機関が把握できる個人情報の種類は今までどおり法令に基づくものに限られており、行政機関が何でも把握できるようになるものではありません。

提供を求める者 （※代理人又は委託を受けた者も含む）	提供する必要のある者
勤務先	・給与、退職金などを受け取る方 ・厚生年金、健康保険及び雇用保険の資格を取得される方 ・国民年金の第三号被保険者（従業員の配偶者） など
契約先 （契約先企業、講演等の主催企業 など）	・報酬、料金、契約金を受け取る方 など （例：士業、外交員、集金人、保険代理人、馬主、プロスポーツ選手、ホステス等への報酬、社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬、原稿料、講演料、画料 など）
不動産業者等 （不動産仲介料、不動産使用料（家賃）を支払う法人）	・不動産業者又は法人から年間100万円超の不動産譲渡の対価、又は年間15万円超の不動産仲介料もしくは不動産使用料（家賃）を受け取られる方
金融機関等 （銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、先物取引業者、金地金販売会社 など）	・金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をされている方 （※平成30年1月から、預貯金口座への付番を開始予定。ただし、番号の提供は任意。） （※既存口座で行う証券取引については、平成28年以降3年間の猶予あり。） ・非課税適用の預貯金・財形貯蓄をされている方 ・国外送金又は国外からの送金の受領をされる方 ・生命保険契約・損害保険契約（支払額100万円超の死亡保険、年間支払額20万超の年金保険、支払額100万円超の一時払い特約・満期返戻金特約等）、又は共済契約をされている方 ・先物取引（FX取引等）をされている方 ・信託会社に信託されている方 ・1回200万円超の金の地金を売却される方 ・非上場株の配当を受け取る株主 など
税務署、日本年金機構、ハローワーク、労働基準監督署、都道府県、市町村、全国健康保険協会、健康保険組合	・社会保障、税、災害対策に係る行政手続を行う方 （例：生活保護、雇用保険の申請、健康保険給付の申請、平成28年分以降の税の確定申告等）

地方公共団体でマイナンバーを求められる主な手続き

暮らし	
住民票 戸籍	個人番号の提供は求められませんが、以下の手続きに伴い、記載事項の変更等が必要となりますので、通知カードまたは個人番号カードをご持参ください。 ※転入・転居・国外転出などの異動 ※戸籍届出の氏名などの変更
市営住宅	市営住宅への入居申請 市営住宅入居者による収入申告

税金	
市民税	市・県民税申告書の提出※ 給与支払報告書の提出※ 公的年金等支払報告書の提出※ ※注：平成28年分以降の所得に係る申告書から適用
軽自動車税	軽自動車税減免申請書の提出
固定資産税	相続人代表者指定届の提出 償却資産申告書の提出 固定資産税減免申請書の提出

子育て	
給付や届出	児童手当の新規認定請求 児童扶養手当の新規認定請求 特別児童扶養手当の申請
	幼稚園・認定こども園・保育所・小規模保育への入所申し込み
	未熟児養育医療の給付申請
	小・中学校就学奨励制度の医療券交付申請
	母子健康手帳の交付申請（妊娠届出）

介護・福祉	
介護保険	介護認定・更新・区分変更の申請、被保険者証等の再交付の申請、負担割合証の再交付の申請
	負担限度額認定の申請、負担限度額認定証の再交付の申請、高額介護サービス費の支給申請、特定福祉用具購入費の支給申請、住宅改修費の支給申請
福祉	身体障害者手帳の申請 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の申請 障害者総合支援法に基づく補装具費に関する申請 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に関する申請 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの申請 精神障害者保健福祉手帳に関する申請 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関する申請 障害児通所支援（就学前・就学後児童）の給付申請
	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求
	生活保護の申請

保険・医療	
国民健康保険	加入・脱退 修学や施設入所のための市外転出 被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更 療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請 第三者行為による被害の届出 被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書の再交付申請 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の交付・再交付を申請 一部負担金の免除等申請 基準収入額適用申請
後期高齢者医療	加入（75歳到達の人を除く）・撤回 被保険者証の再交付申請 特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付申請 高額療養費や補装具等の療養費の支給申請

※ 上記の手続き以外にも個人番号が必要になる場合があります。
※ 手続きによって個人番号の記入・提示が必要になる時期は違います。詳しくは、各地方公共団体の担当部署までお問い合わせください。

マイナンバー制度導入後のロードマップ（案）

：平成27年9月の法改正によるもの　★：マイナンバー法の改正が必要なもの

2015年（H27年）（10月）　2016年（H28年）　2017年（H29年）　2018年（H30年）　2019年（H31年）　2020年（H32年）

マイナンバー

番号の通知

【2016年１月から順次】
マイナンバーの利用開始
・社会保障分野（失業給付申請、日本年金機構への相談・照会）
・税分野（28年分所得の申告書、法定調書等への記載）
・災害対策分野（被災者台帳の作成）

▼【2017年７月から】情報連携の試行運用開始

▼【2017年秋頃から】情報連携の本格運用開始

日本年金機構は、2017年11月末までの間で政令で定める日までは、情報連携ができない

▼【2018年１月から】預貯金口座への付番

【★2019年通常国会（目途）に向けて検討】
戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務への拡大について検討し法制上の措置

（▼【2018年度から段階的運用開始】
医療等分野における番号）

マイナンバーカード

交付申請受付開始

【2016年１月から】
マイナンバーカードの交付

▼【2016年４月から】国家公務員身分証一元化。地方公共団体・独法・国立大学法人・民間企業の社員証としての利用の検討も促す

▼【2016年１月以降順次】各種免許等における公的資格確認機能を持たせることを検討、旧姓併記等の券面記載事項の充実

【2016年から順次】
公的個人認証・ICチップの民間開放、地方公共団体による独自利用

▼【2017年以降】民間サービスにおける利用を推進　※詳細は「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」（2017年3月17日公表）に記載

【2017年度中】
医療保険のオンライン資格確認システム整備

【2018年度から段階的運用開始】
健康保険証としての利用

マイナポータル

マイナポータルの構築

【2017年から順次、秋頃から本格運用開始】

▼【2017年1月から】マイナポータルのアカウント開設開始

▼【2017年7月から】マイナポータルの試行運用開始
・情報提供等記録、自己情報、お知らせの閲覧開始

▼【2017年秋頃から】マイナポータルの本格運用開始
・PCログインアプリの利用開始
・子育てワンストップサービスを順次実施
・スマートフォンでの電子署名の利用開始

※その他詳細は「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」（2017年3月17日公表）に記載

2. 安全対策（セキュリティ）

マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかといった懸念。
- 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた成りすまし）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

① 本人確認措置（個人番号の確認・身元（実存）の確認）（マイナンバー法第16条）
② マイナンバー法（※）の規定によるものを除き、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（マイナンバー法第20条、第29条）
③ 個人情報保護委員会による監視・監督（マイナンバー法第33条～第35条）
④ 特定個人情報保護評価（マイナンバー法第27条、第28条）
⑤ 罰則の強化（マイナンバー法第48条～第57条）
⑥ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（マイナンバー法附則第6条第3項）

システム面における保護措置

① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
④ 通信の暗号化を実施

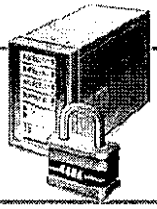

（※）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

事業者が従業員などからマイナンバーを取得するときは、利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

・マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示（※）する必要があります。
（例）「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」

・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

※ マイナンバーを取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載されたマイナンバーを取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

・マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。

・本人確認では、①正しい番号であることの確認（番号確認）と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

マイナンバー取得の際の本人確認では、番号確認と身元確認を行います。

個人番号の確認	身元（実在）の確認

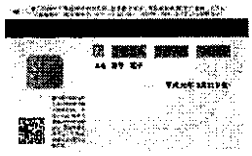

マイナンバーカード

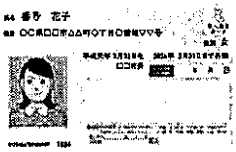

通知カード or 住民票（番号付き） ＋ 運転免許証 or パスポート

等　　等

※ 上記が困難な場合は、過去に本人確認の上で作成したファイルの確認

等

※ 上記が困難な場合は、健康保険の被保険者証と年金手帳などの2以上の書類の提示

※ 雇用関係にあるなど、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元（実存）確認書類は要しない

等

個人情報保護委員会

※個人情報保護法及び関係政令に基づき、特定個人情報保護委員会を改組し、２０１６（平成２８）年１月１日設置

任務

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

組織

- 委員長１名・委員８名（合計９名）の合議制
- 委員長・委員は独立して職権を行使　（独立性の高い、いわゆる３条委員会）

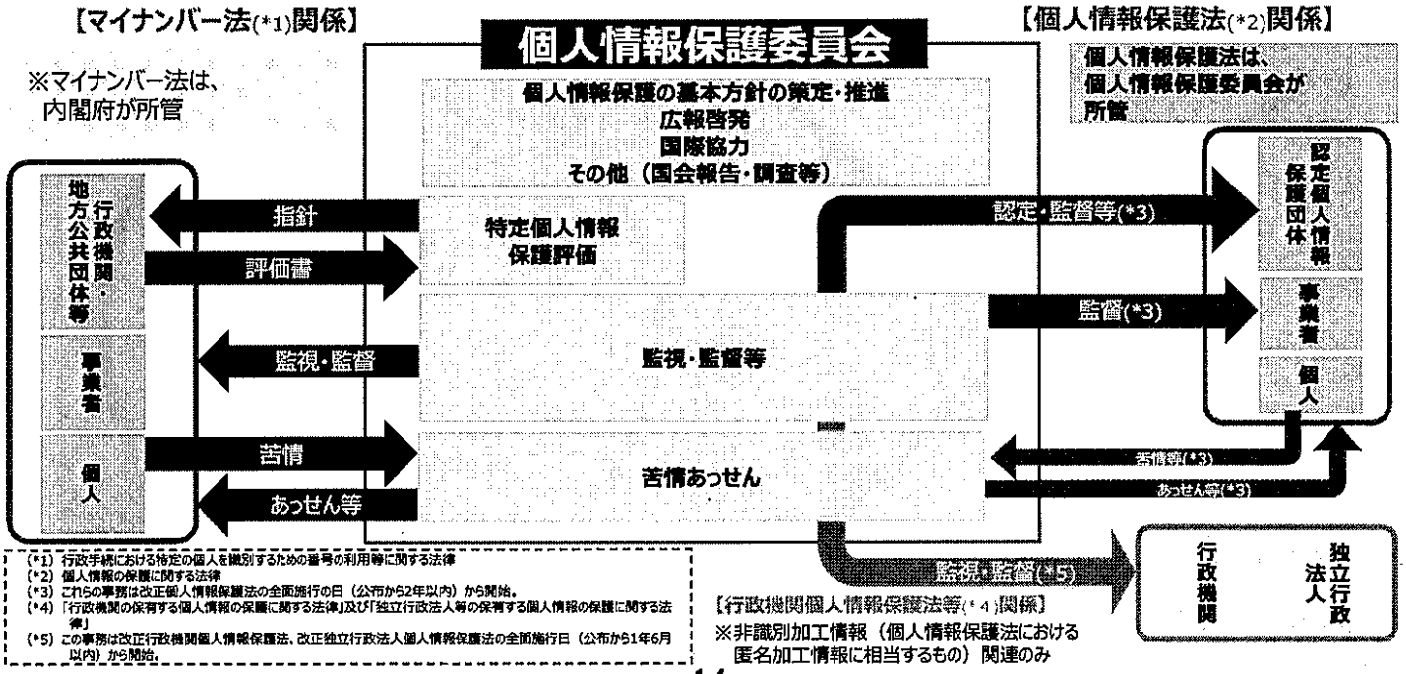

マイナンバー制度における罰則の強化

	行為	マイナンバー法の法定刑	同種法律における類似規定の罰則		
			行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法
特定の公務員が対象	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報連携や情報提供ネットワークシステムの業務に関して知り得た秘密を漏らし、または盗用	3年以下の懲役or150万以下の罰金（併科されることあり）	－	－	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
	国、地方公共団体、地方公共団体情報システム機構などの役職員が、職権を濫用して特定個人情報が記録された文書等を収集	2年以下の懲役or100万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	－	－
番号の取扱者が対象	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or200万以下の罰金（併科されることあり）	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金	－	－
	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用	3年以下の懲役or150万以下の罰金（併科されることあり）	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	－	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
誰でも対象	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等によりマイナンバーを取得	3年以下の懲役or150万以下の罰金	－	－	－
	個人情報保護委員会から命令を受けた者が、個人情報保護委員会の命令に違反	2年以下の懲役or50万以下の罰金	－	6月以下の懲役 or 30万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金
	個人情報保護委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or50万以下の罰金	－	30万以下の罰金	30万以下の罰金
	偽りその他不正の手段によりマイナンバーカードを取得	6月以下の懲役or50万以下の罰金	－		30万以下の罰金

マイナンバー制度における個人情報の管理（分散管理）

- ✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。
- ◎ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。

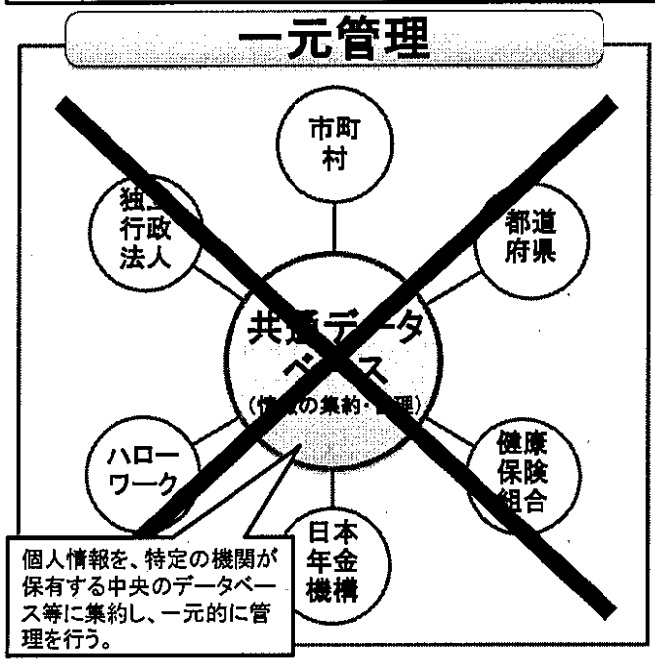

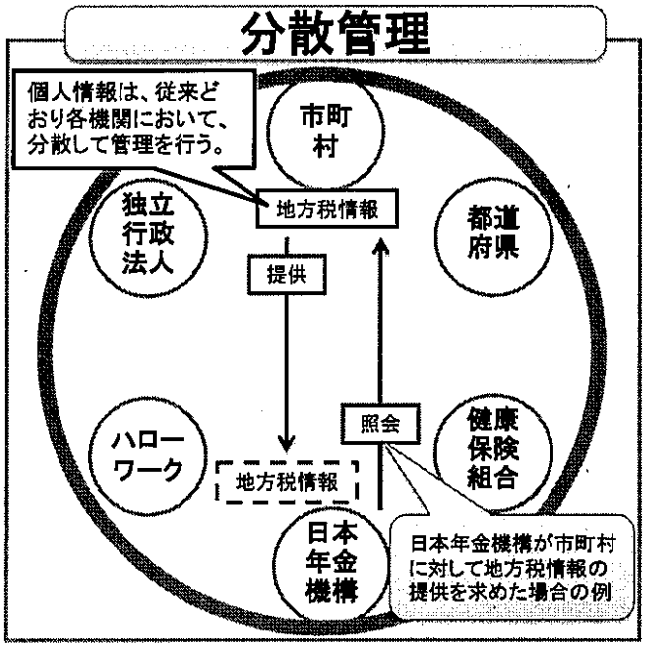

マイナンバー制度における、符号を用いた情報連携

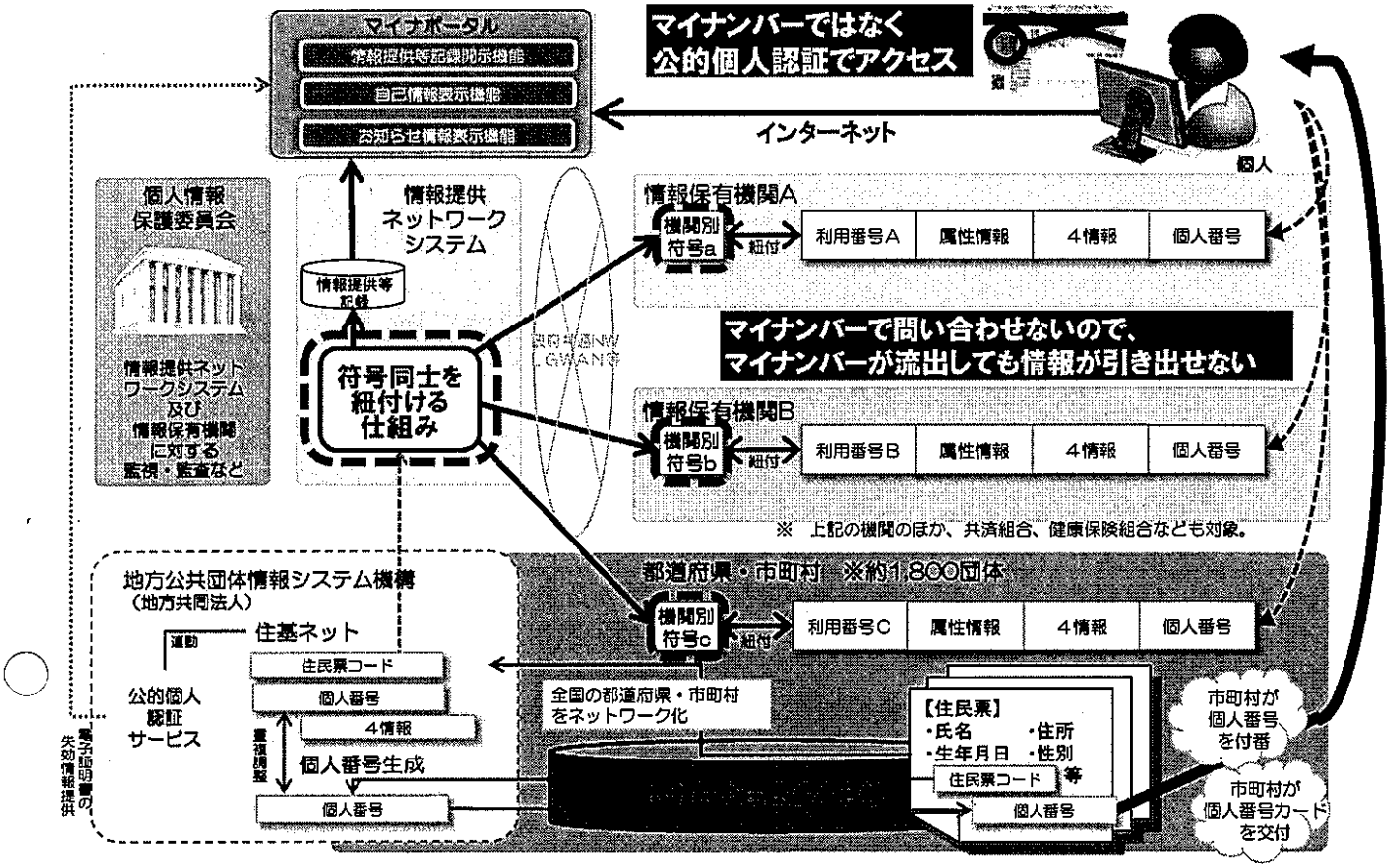

3. マイナンバーカード（個人番号カード）

通知カード

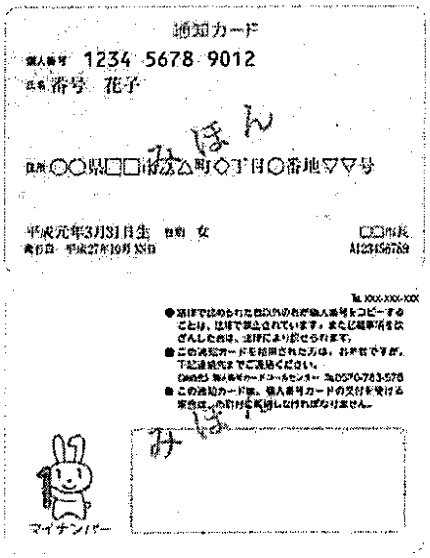

マイナンバーカード（個人番号カード）

- 紙のカード（写真なし）、個人番号カードを受け取るときには市町村に返還
- 有効期限はなし
- 番号の確認のみ可能（別に運転免許証など写真付き身分証明書などが必要）
- 一般の身分証明書としては使用できない

- プラスチック製のカード（写真付き）
- 初回交付は無料（再発行は原則有料）
- 有効期限は10年（２０歳未満は5年）
- 番号の確認と身元の確認が１枚で可能
- 一般の身分証明書として使用可
- ＩＣチップを使った様々な便利な機能（自分で設定する暗証番号が必要）

マイナンバーとマイナンバーカード

○マイナンバー（個人番号）

- 日本国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号です。
- マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務の手続に限って利用されます。
  - ➢ 取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがあります。
  - ➢ マイナンバー法に定める場合を除き、収集・保管は禁止されています。
- 通知カードはマイナンバーをお知らせするものです。
  通知カードだけでは本人確認書類としては使用できません。

通知カード

○ マイナンバーカード（個人番号カード）

- マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りのプラスチック製カードです。
- マイナンバーの確認と本人確認をこれ1枚で行うことができます。
- ICチップ内に電子的に個人を認証する機能（電子証明書）を搭載しています。
  - ➢ 電子証明書の利用にはマイナンバーは使用しないため、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
  - ➢ ICチップの空き領域も、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
- 「マイナポータル」へのログインにはマイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカード

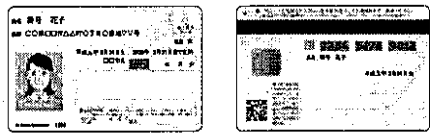

◆ マイナンバーカードの表面は写真入りの身分証明書として、官民問わず広く利用可能です。
◆ マイナンバーカードの電子証明書（公的個人認証）の利用には、マイナンバーは使用しません。

マイナンバーカードの３つの利用箇所について

◎ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバー（個人番号）は使用しません

マイナンバーカードの裏面

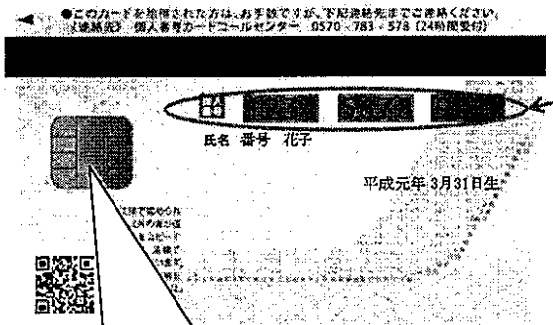

①マイナンバー

・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能

・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や 雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

ICチップ内のAP構成

- 電子証明書（署名用、利用者証明用）
- 空き領域
- その他（券面情報等）

②電子証明書（署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書）

・行政機関等（e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等）のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に
　例：金融機関における
　　インターネットバンキング等

・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

利用者証明用電子証明書のイメージ

③空き領域

・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
　例：印鑑登録証、国家公務員身分証

・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

民間も含めて幅広く利用が可能

＝

マイキー部分

マイナンバーカード（個人番号カード）には、プライバシー性の高い個人情報は記録されません。

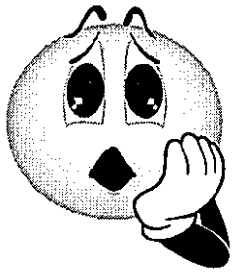

~~マイナンバーカード（ICチップ）には、プライバシー性の高い個人情報が記録されているので、カードを盗まれたり落としたりしたとき、情報が漏れるのではないか心配。~~

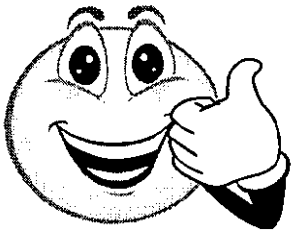

マイナンバーカード（ICチップ）に、プライバシー性の高い個人情報は記録されない。

■ マイナンバーカード（ICチップ）に記録されるのは、①券面記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の写真等）、②総務省令で定める事項（公的個人認証に係る『電子証明書』等）、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。

■ 『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報は記録されない。

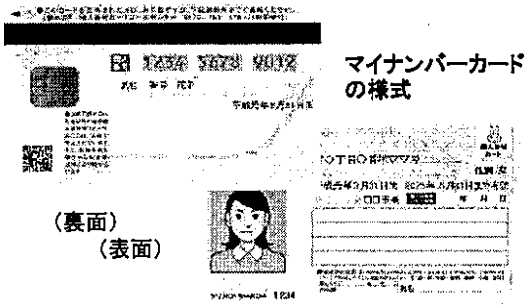

マイナンバーカードの様式

万一、紛失・盗難にあった場合には、
２４時間３６５日コールセンターで対応します。

マイナンバーカードのセキュリティー（偽造防止）

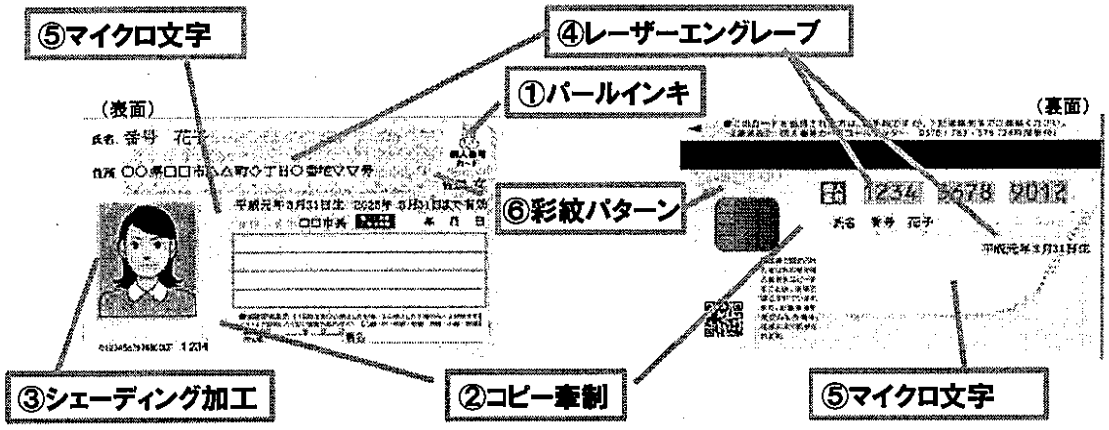

セキュリティ対策	内容と必要性
①パールインキ	見る角度によって2色に変化して見え、配合割合は秘密なので偽変造が困難
②コピー牽制	コピー機等で複写した場合、隠れた文字が浮かび上がり、コピーであることが判別できる
③シェーディング加工	顔写真のエッジにぼかし加工を施すことで、顔写真の貼り替えが困難に
④レーザーエングレーブ	レーザー光でカード基材を黒く変質させることで印字を行い、彫り込まれるので印字が消えにくくなり、しかも偽変造が困難に
⑤マイクロ文字	特定の箇所に通常のコピー機やプリンターでは印刷できない微細な文字を配置することにより、偽造が困難に
⑥彩紋パターン	微細な線やグラデーション等で複雑な模様を背景に施すことにより、偽変造が困難に

4. マイナポータル

マイナポータルとは

- マイナポータルとは、国民等が利用者となり、国、地方公共団体、医療保険者などの行政機関などでの自分の情報の利用状況や情報自体の確認、行政機関などからのお知らせの確認ができるほか、民間事業者による送達サービスや社会保険料・税金などの公金決済サービス等とのシステム上の連携の検討も進められている、官民のオンラインサービスをシームレスに結ぶ、拡張可能性の高いインターネット上のWEBサービスです。
- 現時点で、マイナポータルで提供される具体的なサービスは以下を予定しております。

情報提供等記録表示 （やりとり履歴）	情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやり取りの記録を確認できる
自己情報表示 （あなたの情報）	行政機関などが持っている自分の特定個人情報が確認できる
お知らせ	行政機関などから個人に合ったきめ細やかなお知らせを確認できる
民間送達サービスとの連携	行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができる
子育てワンストップサービス	地方公共団体の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができる
公金決済サービス	マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済ができる
もっとつながる （外部サイト連携）	外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になります

マイナポータルのメインメニュー

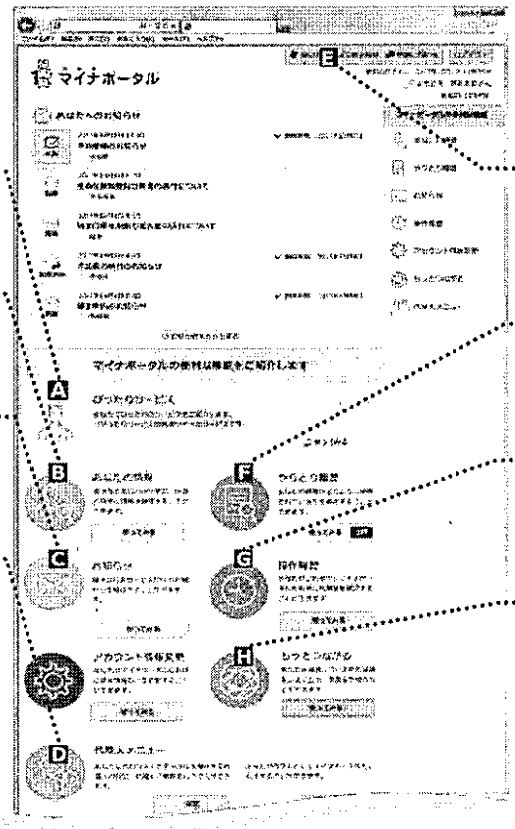

A 子育てワンストップサービス
サービスの検索やオンライン申請をすることができます。

B 自己情報表示（あなたの情報）
行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ
行政機関等から配信されるお知らせを 受信することができるようになります。

D 代理人メニュー
本人に代わって代理人がマイナポータルを利用できます。

E よくある質問 問い合わせ登録
操作方法に関するFAQを確認したり、問い合わせができます。

F 情報提供等記録表示（やりとり履歴）
あなたの個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

G 利用履歴表示
マイナポータルの操作履歴を表示し確認することができます。

H 他のウェブサイトとの連携（もっとつながる）
他のウェブサイトを登録することで、マイナポータルから他のウェブサイトへのログインが可能となります。

特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

評価の目的

- ○ 番号制度に対する懸念（国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等）を踏まえた制度上の保護措置の一つ
- ○ 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

評価の実施主体

① 国の行政機関の長
② 地方公共団体の長その他の機関
③ 独立行政法人等
④ 地方独立行政法人
⑤ 地方公共団体情報システム機構（平成26年4月1日設置）
⑥ 情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者（健康保険組合等）

上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

評価の対象

- ○ 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- ○ ただし、職員の人事、給与等に記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う関する事項又はこれらに準ずる事項を事務、手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務、 対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価 の実施が義務付けられない。

特定個人情報保護評価の流れ

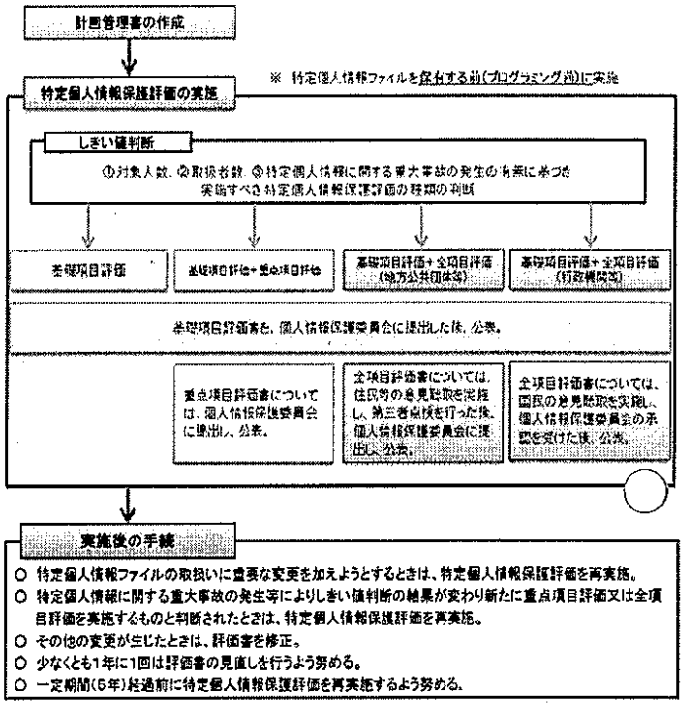

実施後の手続

- ○ 特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- ○ 特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- ○ その他の変更が生じたときは、評価書を修正。
- ○ 少なくとも1年に1回は評価書の見直しを行うよう努める。
- ○ 一定期間（5年）経過前に特定個人情報保護評価を再実施するよう努める。

資料３

特定個人情報ファイルを取り扱う事務一覧

評価書番号	事務の名称	法令上の根拠	備考	担当部署	ページ
1	住民基本台帳に関する事務	番号法第7条、第16条、第17条、住民基本台帳法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第24条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の12		市民課	1
－	障害児通所給付費関連事務	番号法第9条第1項　別表第一第8項	評価を実施しない理由：しきい値判断による（対象人数が1,000人未満）	社会福祉課	—
－	肢体不自由児通所医療費関連事務	番号法第9条第1項　別表第一第8項	評価を実施しない理由：しきい値判断による（対象人数が1,000人未満）	社会福祉課	—
－	障害児相談支援給付費関連事務	番号法第9条第1項　別表第一第8項	評価を実施しない理由：しきい値判断による（対象人数が1,000人未満）	社会福祉課	—
－	児童福祉法による障害福祉サービス提供関連事務	番号法第9条第1項　別表第一第8項	評価を実施しない理由：しきい値判断による（対象人数が1,000人未満）	社会福祉課	—
2	保育所における保育の実施等に関する事務	番号法第9条第1項　別表第一第8項		子育て支援課	5
3	予防接種法による健康管理に関する事務	番号法第9条第1項　別表第一第10項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条		健康づくり課	9
4	身体障害者手帳関連事務	番号法第9条第1項　別表第一第11項		社会福祉課	13
－	身体障害者福祉法による措置関連事務	番号法第9条第1項　別表第一第12項	評価を実施しない理由：しきい値判断による（対象人数が1,000人未満）	社会福祉課	—
－	精神障害者保健福祉手帳関連事務	番号法第9条第1項　別表第一第14項	評価を実施しない理由：しきい値判断による（対象人数が1,000人未満）	社会福祉課	—
－	生活保護に関する事務	番号法第9条第1項　別表第一第15項	評価を実施しない理由：しきい値判断による（対象人数が1,000人未満）	社会福祉課	—
5	軽自動車税の賦課に関する事務	番号法第9条第1項　別表第一第16項		課税課	17
6	固定資産税台帳管理事務	番号法第9条第1項（別表第一 第16項）、第9条第3項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条		課税課	21
7	地方税の徴収に関する事務	番号法第9条第1項　別表第一第16項 番号法第9条第3項		納税課	25
8	個人住民税の賦課に関する事務	番号法第9条第1項　別表第一第16項 番号法第9条第3項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 番号法第9条第2項に基づく条例		課税課	29
－	公営住宅管理に関する事務	番号法第9条第1項　別表第一第19項	評価を実施しない理由：しきい値判断による（対象人数が1,000人未満）	建設課	—

9	国民健康保険給付に関する事務	番号法第9条第1項　別表第一第30項		国民健康保険課	33
10	国民健康保険税賦課に関する事務	番号法第9条第1項　別表第一第16項、第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条		国民健康保険課	37
11	国民年金事務	番号法第9条第1項　別表第一第31項		市民課	41
－	知的障害者障害福祉サービス関連事務	番号法第9条第1項　別表第一第34項	評価を実施しない理由：しきい値判断による（対象人数が1,000人未満）	社会福祉課	—
12	児童扶養手当の支給に関する事務	番号法第9条第1項　別表第一第37項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条		子育て支援課	45
－	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	番号法第9条第1項　別表第一第41項	評価を実施しない理由：しきい値判断による（対象人数が1,000人未満）	介護福祉課	—
－	特別児童扶養手当支給関連事務	番号法第9条第1項　別表第一第46項	評価を実施しない理由：しきい値判断による（対象人数が1,000人未満）	社会福祉課	—
－	障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法の一部を改正する法律附則第97条第1項の規定する福祉手当に関す	番号法第9条第1項　別表第一第47項	評価を実施しない理由：しきい値判断による（対象人数が1,000人未満）	社会福祉課	—
13	母子保健法による健康管理に関する事務	番号法第9条第1項　別表第一第49項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条		健康づくり課	49
14	児童手当又は特例給付の支給に関する事務	番号法第9条第1項　別表第一56の項、第3項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条		子育て支援課	53
15	後期高齢者医療給付に関する事務	番号法第9条第1項　別表第一第59項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条		国民健康保険課	57
16	後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務	番号法第9条第1項　別表第一第59項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条		国民健康保険課	61
17	介護保険事務	番号法第9条第1項　別表第一第68項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条		介護福祉課	65
18	健康増進法による健康管理に関する事務	番号法第9条第1項　別表第一第76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条		健康づくり課	69
－	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（総合支援法）による自立支援給付事業及び地域生活支援事業関連事務	番号法第9条第1項　別表第一第84項	評価を実施しない理由：しきい値判断による（対象人数が1,000人未満）	社会福祉課	—
19	子ども・子育て支援新制度における保育の認定、請求、審査、支払いに関する事務	番号法第9条第1項、別表第一第94項		子育て支援課	73

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は，住民基本台帳管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

平成29年7月31日

[平成26年4月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村（特別区を含む。）（以下「市町村」という。）が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する奨励（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、バックアップシステム

2. 特定個人情報ファイル名
1. 住民基本台帳ファイル　2. 本人確認情報ファイル　3. 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）（平成25年5月31日法律第28号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10 （通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12 （通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　実施する　] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号　別表第二(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 119の項) 情報照会の根拠 なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部市民課
②所属長	課長　赤　井　明　浩
6. 他の評価実施機関	
総務省，地方公共団体情報システム機構	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民部市民課市民係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1253
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部市民課市民係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1253

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] <選択肢> 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] <選択肢> 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I－1－②事務の概要	・住民基本台帳法に基づき住民記録と戸籍の附票の管理を行っている。 ・住民記録の業務は、窓口における住民異動届の受付審査、異動内容の記録、附票通知(19条1, 3, 4項通知)の処理、法務省通知に分けられており、住民異動届の内容により記録された内容により住民票、転出証明書等作成し、交付と住民票及び戸籍の附票管理を行っている。 ・住民基本台帳ネットワークにより個人番号の生成依頼及び本人確認情報を通知している。 ・住民基本台帳ネットワークにより個人番号の通知及び個人番号カードを交付するための送付先情報を送付する。 ・中間サーバーへの住民票に関する情報を送付する。	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I－1－②事務の概要		⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する規則(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	
平成29年4月1日	I－4－②法令上の根拠	情報提供の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号　別表第二(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項) 情報照会の根拠 なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	情報提供の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号　別表第二(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 119の項) 情報照会の根拠 なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	
平成29年4月1日	I－5－②所属長	課長　長谷川　定芳	課長　赤井　明浩	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	保育所における保育の実施等に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は，保育所における保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

平成29年7月31日

[平成26年4月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所における保育の実施等に関する事務
②事務の概要	①申請に基づき保育所への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所検討・調整 3. 入所決定 4. 入所承諾通知 ②世帯状況，世帯員の税額等を参照し，徴収基準額表をもとに保育料を決定，徴収 1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 保育料決定通知 5. 口座振替依頼(納付書作成) 6. 振替(納付)結果消込 ③運営費支払い資料の作成 1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(毎月) ④運営費報告資料の作成 1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(年度報)
③システムの名称	保育料システム，宛名管理システム，中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童台帳情報ファイル　2. 家族台帳情報ファイル　3. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二　13の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て支援課
②所属長	課長　木村　美文
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部子育て支援課保育係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1312
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部子育て支援課保育係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1312

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ-5-②所属長	課長 白石 久雄	課長 木村 美文	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	予防接種法による健康管理に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、予防接種法による健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

平成29年7月31日

[平成26年4月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法による健康管理に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種者の管理
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
住民健診ファイル、宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一　10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号　別表第二（17、18、19の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第13条）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康づくり課
②所属長	課長　下間　節子

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部健康づくり課健康づくり係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1268

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康づくり課健康づくり係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1268

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ－3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一 10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令10条	事後	
平成29年7月31日	Ⅰ－4－①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
平成29年7月31日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	←	・番号法第19条第7号 別表第二(17、18、19の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第13条) ・富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条	事前	
平成29年4月1日	Ⅰ－5－②所属長	課長 杉崎 和之	課長 下間 節子	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	身体障害者手帳関連事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、身体障害者手帳関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

平成29年7月31日

[平成26年4月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者手帳の申請受付、更新、等級変更、再交付及び返還に関する事務
③システムの名称	福祉総合システムふれあい、宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害共通宛名（対象者マスター）、住基記録情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　11の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二　20の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長	課長　小泉　等
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1260
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部社会福祉課障害者福祉係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1260

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ－5－②所属長	課長 鳥津 太	課長 小泉 等	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－2取扱者数	500人以上	500人未満	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	軽自動車税の賦課に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、軽自動車税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

平成29年7月31日

[平成26年4月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき軽自動車税の賦課に関する事務を実施している。 ①税申告書・申請をもとに車両の登録又は廃車の管理 1. 住民からの申請による異動　2. 検査協会からの税申告書による異動 3. 運輸支局からの税申告書による異動 ②各種証明書の発行 1. 証明書発行 ③納税通知書の発行 1. 賦課期日現在において軽自動車等を所有している者に軽自動車税を賦課　2. 納税通知書発行 ④減免申請受付・決定 1. 減免申請受付　2. 減免決定通知書発行
③システムの名称	軽自動車税システム，宛名管理システム，バックアップシステム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 軽自動車税賦課情報ファイル　2. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二　27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部税務課
②所属長	課長　相澤　智巳
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民部税務課市民税係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1241
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部税務課市民税係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1241

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ－5－①部署	市民部課税課	市民部税務課	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ－5－②所属長	課長 都倉 康宏	課長 相澤 智巳	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ－7請求先	市民部課税課市民税係	市民部税務課市民税係	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ－8連絡先	市民部課税課市民税係	市民部税務課市民税係	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
6	固定資産税台帳管理事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、固定資産税台帳管理業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

平成29年7月31日

[平成26年4月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税台帳管理事務
②事務の概要	・地方税法に基づき固定資産（土地、家屋及び償却資産）の管理を行っている。 ・賦課期日現在に登記簿または土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳に登記または登録されている者を所有者として固定資産税の納税義務者とする。 ・固定資産税は、土地、家屋、償却資産の課税標準の合計額に税率を乗じた額により賦課をする。 ・固定資産税の減免が必要であると判断した場合、減免をする。
③システムの名称	固定資産税システム、宛名管理システム、収納管理システム、口座管理システム、eLTAXシステム、バックアップシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税賦課情報ファイル、収納情報ファイル、口座情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項（別表第一　16の項）、第9条第3項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条第17号　別表第二　27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第5号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部税務課
②所属長	課長　相澤　智巳
6. 他の評価実施機関	
総務省、地方公共団体情報システム機構	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民部税務課資産税係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1242
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部税務課資産税係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1242

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ−5−①部署	市民部課税課	市民部税務課	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ−5−②所属長	課長 都倉 康宏	課長 相澤 智巳	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ−7請求先	市民部課税課資産税係	市民部税務課資産税係	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ−8連絡先	市民部課税課資産税係	市民部税務課資産税係	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	地方税の徴収に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は，地方税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

平成29年7月31日

[平成26年4月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき軽自動車税，個人住民税，固定資産税の徴収事務を行っている。 ①各税の決定した調定に対し消込処理を行う。 ②納付状況を管理し，過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口，口座振替，コンビニエンスストア，地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また，申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限までに徴収できない場合，督促状を発行する。 ⑤滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い，納税相談・分納誓約等の措置を行う。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき差し押さえ・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を賦課し，徴収する。 ⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも時効完成した該当に対して不納欠損処理を行う。
③システムの名称	収納管理システム，滞納管理システム，口座管理システム，宛名管理システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、個人住民税システム、バックアップシステム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 収納情報ファイル　2. 滞納情報ファイル　3. 口座情報ファイル　4. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二　27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部税務課
②所属長	課長　相澤　智己
6. 他の評価実施機関	
総務省、地方公共団体情報システム機構	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民部税務課納税係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1246
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部税務課納税係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1246

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ－5－①部署	市民部納税課	市民部税務課	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ－5－②所属長	課長 村上 泰雄	課長 柏澤 智巳	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ－7請求先	市民部納税課納税係	市民部税務課納税係	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ－8運都先	市民部納税課納税係	市民部税務課納税係	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	個人住民税の賦課に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は，個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

平成29年7月31日

[平成26年4月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき，住民・国税庁から提出された申告情報，事業主・日本年金機構から提出された支払報告書を基に住民税額を計算し賦課する。 住民からの申請に基づき，住民税情報から所得証明書等を発行する。
③システムの名称	個人住民税システム、宛名管理システム、収納管理システム、口座管理システム、申告受付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、データ連携システム、イメージ検索システム、バックアップシステム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
住民税賦課情報ファイル、1月1日世帯情報ファイル、年金特別徴収情報ファイル、宛名情報ファイル、世帯台帳、収納情報ファイル、口座情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一　第16項 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項に基づく条例

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部税務課
②所属長	課長　相澤　智巳

6. 他の評価実施機関
総務省、国税庁、地方税電子化協議会

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民部税務課市民税係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1241

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部税務課市民税係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1241

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ−4−②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)	番号法第19条第7号 別表第一(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項)	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ−5−①部署	市民部課税課	市民部税務課	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ−5−②所属長	課長 都倉 康宏	課長 柏澤 智巳	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ−7請求先	市民部課税課市民税係	市民部税務課市民税係	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ−8連絡先	市民部課税課市民税係	市民部税務課市民税係	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険給付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

平成29年6月30日

[平成29年5月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の保険給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム 年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国保資格情報ファイル　2. 国保給付情報ファイル　3. 国保賦課情報ファイル　4. 国保特別徴収情報ファイル 5. 国保収納情報ファイル　6. 国保滞納情報ファイル　7. 国保宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	第19条第7号　別表第二（1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109の項）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部国民健康保険課
②所属長	課長　尾形　卓信
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1271
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1271

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月28日	Ⅰ(2)システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム 年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム 年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	システム変更のため
平成29年6月30日	Ⅰ5.②所属長	課長 渡邊 房男	課長 尾形 卓信	事後	人事異動のため

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険税賦課に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

平成29年7月31日

［平成26年4月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税賦課に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき国民健康保険税の賦課に関する事務を実施している。 ：被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険料の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ・世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況を把握し自己負担を決定してい
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム 年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国保資格情報ファイル　2. 国保給付情報ファイル　3. 国保賦課情報ファイル　4. 国保特別徴収情報ファイル 5. 国保収納情報ファイル　6. 国保滞納情報ファイル　7. 国保宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　16, 30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	［　　実施する　　］　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,88,93,97,106,109の項）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康福祉部国民健康保険課
②所属長	課長　尾形　卓信
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係　千葉県富津市下飯野2443　電話1439-80-1271
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係　千葉県富津市下飯野2443　電話1439-80-1271

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ－5－②所属長	課長 渡邊 房男	課長 尾形 卓信	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	国民年金事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は，国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

富津市長

公表日

平成29年7月31日

[平成26年4月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金法に基づき国民年金業務を実施している。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付　2. 異動届出書作成 ②任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付　2. 異動届出書作成 ③保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の届出・受理 1. 申請受付　2. 免除申請書作成　3. 結果入力 ④法定免除の届出・受理 1. 申請受付　2. 免除申請書作成　3. 結果入力 ⑤所得情報提供 1. 提供依頼　2. 住民税参照　3. 情報提供 ⑥異動報告書作成 1. 住民記録異動分反映　2. 報告書作成 ⑦年金裁定請求その他給付の届出・受理 1. 申請受付　2. 結果入力 ⑧年金手帳の再交付申請の届出・受理 1. 申請受付　2. 結果入力 ⑨付加保険料の納付申出等の受理 1. 申請受付　2. 結果入力 ⑩年金受給権者の死亡の届出・受理 1. 申請受付　2. 結果入力 ⑪障害基礎年金等受給者の現況届の届出・受理 1. 申請受付　2. 結果入力 ⑫個人番号が記載された年金請求書等の受理 ⑬20歳・60歳到達処理等一括処理 ⑭その他、日本年金機構との合意により行われる協力連携事務
③システムの名称	国民年金システム，宛名管理システム，バックアップシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民年金基本情報ファイル　2. 国民年金資格情報ファイル　3. 国民年金宛名情報システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1号　別表第一の31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　未定　　]　<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部市民課
②所属長	市民課長　赤井　明浩
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民部市民課市民係　千葉県富津市下飯野2443番地　0439-80-1253
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部市民課市民係　千葉県富津市下飯野2443番地　0439-80-1253

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ－1－②事務の概要	国民年金法に基づき国民年金業務を実施している。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ②任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ③保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 3. 結果入力 ④法定免除の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 3. 結果入力 ⑤所得情報提供 1. 提供依頼 2. 住民税参照 3. 情報提供	左記の記載に以下の内容を追加 ⑥異動報告書作成 1. 住民記録異動分反映 2. 報告書作成 ⑦年金裁定請求その他給付の届出・受理 1. 申請受付 2. 結果入力 ⑧年金手帳の再交付申請の届出・受理 1. 申請受付 2. 結果入力 ⑨付加保険料の納付申出等の受理 1. 申請受付 2. 結果入力 ⑩年金受給権者の死亡の届出・受理 1. 申請受付 2. 結果入力 ⑪障害基礎年金等受給者の現況届の届出・受理 1. 申請受付 2. 結果入力 ⑫個人番号が記載された年金請求書等の受理 ⑬20歳・50歳到達処理等一括処理 ⑭その他、日本年金機構との合意により行われる協力連携事務	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ－4－①実施の有無	実施しない	未定	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ－5－②所属長	長谷川 定芳	赤井 明治	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	児童扶養手当の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は，児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

平成29年7月31日

[平成26年4月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	・児童扶養手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等
③システムの名称	児童扶養手当システム，宛名管理システム，中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル、扶養者情報ファイル、支払情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　37の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（13、16、26、30、47、64、65、87、116の項）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て支援課
②所属長	課長　木村　美文
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部子育て支援課子ども家庭係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1256
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部子育て支援課子ども家庭係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1256

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ-5-②所属長	課長 白石 久雄	課長 木村 英文	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	母子保健法による健康管理に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、母子保健法による健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

平成29年7月31日

[平成26年4月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法による健康管理に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づく妊娠届及び母子手帳の交付、妊婦健診、幼児健診の管理 新生児訪問指導、未熟児訪問指導、妊産婦の訪問指導、低出生体重児の届出に関すること 妊産婦もしくはその配偶者、乳幼児の保護者への保健指導
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
妊婦台帳ファイル、妊婦健診ファイル、新生児訪問ファイル、乳幼児健診ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記）第9条第1項　別表第一　49の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号　別表第二　56の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第30条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康づくり課
②所属長	課長　下間　節子
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部健康づくり課健康づくり係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1268
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康づくり課健康づくり係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1268

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ−3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第49項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一 49の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ−4−②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第58の2項	・番号法第19条第7号 別表第二 56の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ−5−②所属長	課長 杉崎 和之	課長 下岡 節子	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	児童手当又は特例給付の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は，児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

平成29年7月31日

[平成26年4月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等 ・保育料、給食費等の徴収
③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳ファイル、児童台帳ファイル、支給台帳ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項（別表第一　56の項）、第3項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供の根拠 番号法第19条第7号　別表第二（26の項、30の項、87の項） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号、第44条第1号 情報照会の根拠 番号法第19条第7号　別表第二（74の項、75の項） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1号、第2号、第3号、第40条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て支援課
②所属長	課長　木村　美文
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部子育て支援課子ども家庭係　　千葉県富津市下飯野2443番地　　TEL0439-80-1256
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部子育て支援課子ども家庭係　　千葉県富津市下飯野2443番地　　TEL0439-80-1256

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ-5-②所属長	課長 白石 久雄	課長 木村 美文	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	後期高齢者医療保険の給付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

平成29年7月31日

[平成26年4月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務
②事務の概要	高齢者に料の確保に関する法律に基づき後期高齢者医療給付に関する事務を実施している。 被保険者の世帯構成、住民基本台帳の異動、所得状況を把握し事務処理をおこなっている。
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 被保険者情報ファイル　2. 保険料情報ファイル　3. 収納情報ファイル　4. 特別徴収ファイル　5. 滞納情報ファイル 6. 口座情報ファイル　7. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1　59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二　82の項　83の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	富津市健康福祉部国民健康保険課
②所属長	課長　尾形　卓信
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係　千葉県富津市下飯野2443　電話0439-80-1254
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係　千葉県富津市下飯野2443　電話0439-80-1254

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ-5-②所属長	渡邊 房男	課長 尾形 卓信	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ-7請求先	富津市健康福祉部国民健康保険課長寿医療係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1234	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1234	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ-8連絡先	富津市健康福祉部国民健康保険課長寿医療係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1234	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1234	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

平成29年7月31日

[平成26年4月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務を実施している。 被保険者の世帯構成、住民基本台帳の異動、所得状況を把握し事務処理をおこなっている。、
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム 宛名管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 被保険者情報ファイル　2. 保険料情報ファイル　3. 収納情報ファイル　4. 特別徴収ファイル　5. 滞納情報ファイル 6. 口座情報ファイル　7. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1　59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二　82の項、83の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	富津市健康福祉部国民健康保険課
②所属長	課長　尾形　卓信
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係　千葉県富津市下飯野2443　電話0439-80-1254
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係　千葉県富津市下飯野2443　電話0439-80-1254

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ-5-②所属長	渡邊 勇男	課長 尾形 卓信	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ-7請求先	富津市健康福祉部国民健康保険課長寿医療係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1254	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1254	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ-9連絡先	富津市健康福祉部国民健康保険課長寿医療係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1254	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係 千葉県富津市下飯野2443 電話0439-80-1254	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	介護保険事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は，介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

平成29年7月31日

[平成26年4月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき介護保険業務を実施している。 ①住民票に基づく被保険者の異動等及び年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。 ②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し保険料を賦課している。 ③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し要支援・要介護認定をしている。 ④世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し自己負担を決定している。 また、給付された実績の管理をしている。 ⑤決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。 ⑥普通徴収者に対して納付方法の選択（窓口、口座）ができるように環境整備をしている。 ⑦納付データの消込処理を行い、未納状況を管理している。 ⑧未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納事務を行っている。
③システムの名称	介護保険システム，収納管理システム，滞納管理システム，口座管理システム，宛名管理システム，年金集約システム，中間サーバー，バックアップシステム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 介護資格ファイル　2. 介護保険料ファイル　3. 特別徴収ファイル　4. 介護認定ファイル　5. 介護補足給付ファイル 6. 介護負担区分ファイル　7. 給付実績ファイル　8. 収納情報ファイル　9. 滞納情報ファイル　10. 口座情報ファイル　11. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117の項）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部介護福祉課
②所属長	課長　坂本　秀則
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部介護福祉課介護福祉係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1262
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部介護福祉課介護福祉係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1262

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、106、109項）	番号法第19条第7号 別表第二（第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、105、108、109、117の項）	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ－5－②所属長	課長 大塚 衛男	課長 坂本 秀則	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	健康増進法による健康管理に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、健康増進法による健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

平成29年7月31日

[平成26年4月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法による健康管理に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づく住民健診の管理
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
住民健診ファイル、宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」と表記）第9条第1項　別表第一　76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　実施しない　]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康づくり課
②所属長	課長　下間　節子

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部健康づくり課健康づくり係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1268

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康づくり課健康づくり係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1268

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第76項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一 76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ-5-②所属長	課長 杉崎 和之	課長 下間 能子	事後	

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
19	子ども・子育て支援新制度における保育の認定、請求、審査、支払いに関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、保育料の賦課、決定、徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

平成29年7月31日

[平成26年4月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援新制度における保育の認定、請求、審査、支払いに関する事務
②事務の概要	1. 支給認定事務：「保育の必要性」によって認定区分を判定し、認定証を利用者に交付 2. 利用調整：入所選考基準に基づいて、施設別、指数順、入所希望状況等の各種リスト作成　利用調整事務の支援 3. 請求審査支払：事業所からの請求に対して、審査、支払処理 4. 負担額徴収管理：住民から徴収する負担額の徴収管理 5. 交付金申請：支給実績等情報、給付台帳情報、給付費に係る台帳情報を国システムと連携
③システムの名称	子ども子育てシステム、宛名管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
子ども子育て児童台帳情報ファイル、子ども子育て家族台帳情報ファイル、宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　94の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二　116の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て支援課
②所属長	課長　木村　美文

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部子育て支援課子ども家庭係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1256

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部子育て支援課子ども家庭係　千葉県富津市下飯野2443番地　TEL0439-80-1256

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ－5－②所属長	課長 白石 久雄	課長 木村 美文	事後	